

## 募集等に係る株式等の顧客への配分に係る基本方針

制 定：平成 9 年 9 月 1 日

最終改正：平成 22 年 4 月 1 日

明 和 證 券 株 式 会 社

1. 当社は、募集若しくは売出し（「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分に関する規則」第 1 条に規定する「売出し」をいう。以下同じ。）の取扱い又は売出し（以下「募集等」といいます。）に係る株券等のお客様への配分において、お客様の多様な運用のニーズを的確に捉え、マーケットメカニズムに応じつつ適切かつ多様な商品を提供することを旨として業務を行っております。
2. 株式等の配分を行うに際して、当社はあらかじめお客様の需要動向の把握に努め、適切な募集等の取扱いを行うとともに、公平かつ公正な配分に努めることを基本方針としております。
3. 当社では、国内の証券取引所を通して委託販売団に参加した場合は、下記の方法で配分を行います。この場合のお客様の需要のお申し出は、当社が委託販売団に参加申込みをする日の前日迄といたします。（詳しくは各営業部店にお問い合わせください。）
  - (1) お客様の数が委託販売団からの割当数量を上回る場合は 100% 抽選で配分を行います。この場合の配分数量は 1 単位といたします。なお、抽選に当たっては、抽選対象となるお客様の新規公開株のお申込みに番号を付し、その番号を対象に本店にて抽選を行います。
  - (2) お客様の数が委託販売団からの割当数量と同数か下回った場合には 1 単位を配分し、残余数量に対しては抽選を行います。
4. 上記 3. 以外の配分については、次に掲げる方針に従って、募集等に係る株券等のお客様への配分を行います。なお、機関投資家のお客様につきましては、需要への参加状況などを考慮の上、適切な配分に心がけております。
  - (1) 新規公開株の場合  
新規公開株の個人のお客様への配分は、配分の機会を公平に提供するため、原則として一定割合について抽選により配分先を決定いたします。なお、個人のお客様とは、機関投資家を除く法人のお客様を含みます。新規公開株の抽選は、次の要領で行います。
    - ① 抽選は、ブックビルディング期間中に需要申告又は配分の申込みのうち、個人のお客様からのものを対象に、抽選日（発行価格決定日の午後 4 時以降）に当社が行います。この場合、当社が配分する数量のうち、個人のお客様への配分予定数量の 10% を当該抽選に伏すことといたします。なお、できるだけ多くのお客様に配分が行われるよう、一のお客様への当選数量の上限は 2 単位としております。
    - ② 抽選に当たっては、抽選対象となる需要申告又は配分の申込み番号を付し、その番号を対象に抽選を行います。
    - ③ 抽選の結果、当選しなかった需要申告又は配分の申込み株式会社については、抽選によらない配分先の対象といたします。
    - ④ 抽選に当選されたお客様には、抽選日から翌営業日にかけて、当選の旨及び払込みの要領を電話又は電子メールでお知らせいたします。当選されなかったお客様には、その旨の御連絡はいたしませんので、あらかじめ御了承下さい。
    - ⑤ 抽選は、次に掲げるような場合には、その割合を引き下げること又は抽選による配分を採用しない若しくは中止することがございますので、あらかじめ御了承下さい。
      - イ ブックビルディングの需要が積み上がらない場合
      - ロ 個人顧客の配分の申込み数量が当社における個人顧客への配分予定数量に満たない場合
      - ハ 抽選の申込み数量が当社における抽選数量に満たない場合
      - ニ 抽選を行う数量が 5 単位に満たない場合
  - (2) 新規公開株の抽選によらない配分につきましては、需要申告及び配分の申込み状況を勘案して、営業企画推進部において各営業部店の配分数量を決定し、各営業部店における具体的な配分につきましては、お客様のニーズを的確に勘案した上で、次の基準に合致するお客様による申込みを中心に配分することとしています。
    - ① 適合性の原則に関する基準  
弊社は、過去の投資経験が 1 年以上あり、さらに、新規公開株を含
5. 当社は、過度な集中配分及び不公正な配分とならないよう、年間を通して新規公開株の配分は一人のお客様につき 4 回（4. (1) ①の抽選による配分及び 3. 国内の証券取引所を通しての委託販売団分を除く。）を上限として配分を行うこととしております。
6. 配分先は、ブックビルディングに需要申告をなされたお客様又はブックビルディングとは別に配分の申込みをなされたお客様の両者の中から決定いたします。（新規公開株の抽選による場合については、4. (1) ①を参照。）  
ただし、お客様から申告又は申込みがなされた数量が、当社の配分予定数量に満たない場合には、申告又は申込みをされていないお客様にも、当社とのお取引の状況等を勘案し勧誘を行った結果、配分を行うことがあります。
7. 需要申告及び配分の申込みは、お取引店舗において対面又はお電話で受け付けます。（新規公開株の抽選による場合については、4. (1) ①を参照。）
8. 需要申告の受付期間、受付方法、仮条件等、各新規公開案件における具体的なブックビルディングの要領については、各案件の発行会社が作成する有価証券届出書及び目論見書に記載されます。また、これらに需要申告及び配分の申込みの受付期間、受付方法、抽選等の当社における配分の要領を加えた情報は、その案件のブックビルディング開始から申込期間終了までの間、当社のホームページ（<http://www.meiwa-sec.co.jp/>）及び営業部店の店頭においてお知らせいたします。
9. 個別の事案において、7. までにお示しした内容と異なる方針でブックビルディング又は配分を行う場合は、その変更の理由とともに、8. に併せてお知らせいたします。
10. 当社におきましては、顧客の損失を補填し又は利益を追加する目的での株券等の配分を行わない等、金融商品取引法や自主規制団体の規則を遵守することはもとより、①発行会社が指定する者、②当社の役職員、③当社に対して特定の利便を与える等、社会的に不公平感を生じせしめるもの、④暴力団員及び暴力団関係者、いわゆる総会屋等社会的公益に反する行為をなす者への配分を行わないこと、⑤同一顧客への過度な集中配分を行わないこと、更に他の商品の購入を条件に新規公開株の配分を行う等の不正な配分を行わないなど、その配分のあり方について社内規程に明記し遵守に努める所存であります。  
なお、需要申告及び配分の申込みがこれらに該当するお客様からのものであることが判明した場合、その申告又は申込みはお受けいたしません。
11. 以上のような配分の基本方針に基づき、公正な配分を通じて証券市場の発展に寄与していくことが、当社の使命であると考えております。